

新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けられる方へ

新型コロナウイルス感染症の予防接種に当たっては、予診票に正確にご記入ください。

この予診票は、担当医師が受けられる方の健康状態をよく把握し、正確な情報を得るために大切なものです。責任を持って記入しましょう。

気になることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前にかかりつけの医師に質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。

《予防接種を受けることができない方》

- ① 明らかに発熱のある方（接種時に体温が37.5℃を超えている方）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ 本ワクチンに含まれる成分によって、重度の過敏症の既往歴がある方
- ④ その他、予防接種を受けることが不適当な状態にある方

《予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない方》

- ① 抗凝固療法を受けている方、血小板減少症または凝固障害のある方
- ② 過去に免疫不全の診断を受けた方、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ③ 心臓、じん臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある方
- ④ 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状が出た方
- ⑤ 今までにけいれんを起こしたことがある方
- ⑥ 本ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある方

《予防接種を受けた後の一般的注意事項》

- ① 予防接種を受けた後一定時間は、急な副反応が起きることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② 入浴は差し支えありません。注射した部位を強くこすることはせずに、清潔に保ちましょう。
- ③ 激しい運動や大量の飲酒は、それ自体で体調の変化をきたすおそれがあるので、ワクチン接種後24時間は避けましょう。

《副反応が起こった場合》

予防接種を受けた後まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、他の病気がたまたま重なって症状が現れることがあります。接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら医師の診療を受けてください。

裏面に続く

以上をお読みになり、「新型コロナウイルス感染症の予防接種」を希望される方は、1人1回に限り一部公費負担で接種を受けられます。

下記の事項にもとづき予防接種をお受けください。

《対象者》

接種当日次の年齢に該当する方

- ① 65歳以上の方
- ② 60歳以上65歳未満で、予防接種法施行規則に定める心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害（身体障害者手帳1級相当）を有する方またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度（身体障害者手帳1級相当）の障害を有する方

《接種期間》

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

《接種場所と持ち物》

住所・氏名・生年月日が確認できる本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちの上、指定医療機関で予防接種を受けてください。生活保護受給中の方は生活保護受給証明書を、中国残留邦人等の方は支援給付受給証明書を医療機関に提出してください。

なお、医療機関によっては事前に予約が必要な場合があります。

《自己負担》

7,500円

接種料金は、医療機関に直接お支払いください。

※ 生活保護等受給者の方は証明書等の提示により自己負担なしで接種ができます。

問合せ先

〒198-0042

東青梅1-174-1 青梅市健康センター

電話：0428-23-2191

担当：健康福祉部健康課 予防係

